

旭川医科大学出納事務取扱細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月12日学長裁定)

旭川医科大学出納事務取扱細則の一部を改正する細則

旭川医科大学出納事務取扱細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。	
改 正 後	現 行
第1条～第20条（略） （預り金の取扱い） 第21条 会計規程第32条第2項に規定する金銭を預かった場合は、預り金として計上しなければならない。預り金の例としては、次のものをいう。 （1） 預り補助金等 （2） <u>科学研究費助成事業等預り金</u> （3） 私費負担光熱水料，学内宿泊施設雑費等，経費の対価として学生，研究者等より受領した個人負担に係る負担金等 第22条～第24条（略） <u>附 則</u> <u>この細則は，令和5年9月12日から施行し，令和5年4月1日から適用する。</u> 第1号様式～第3号様式（略） 【改正理由】	第1条～第20条（略） （預り金の取扱い） 第21条 会計規程第32条第2項に規定する金銭を預かった場合は、預り金として計上しなければならない。預り金の例としては、次のものをいう。 （1） 預り補助金等 （2） <u>預り科学研究費補助金等</u> （3） 私費負担光熱水料，学内宿泊施設雑費等，経費の対価として学生，研究者等より受領した個人負担に係る負担金等 第22条～第24条（略） 第1号様式～第3号様式（略）

国立大学法人会計基準改正への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。	
--	--